平成 1 6 年 1 0 月 1 3 日 内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(災害復旧・復興担当)

平成16年10月の静岡県における豪雨等災害(台風第22号)に係る 被災者生活再建支援法の適用について

- 1. 平成16年10月9日に静岡県で発生した豪雨等災害(台風第22号)について、静岡県から 住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法の定める自然災害に該当するとの報告があった。
- 2.今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯及び大規模半壊した世帯については、法に定める要件に合致する場合に、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住家が全壊した世帯には最高300万円、住家が大規模半壊した世帯には最高100万円の支援金が支給される。

該当市町村	支援法適用日	支援法 適用基準
静岡県 】 県内全域	10月 9日	第 1条第 3号

- (注)支援法適用基準とは被災者生活再建支援法施行令を示す。
- (注)伊東市における住宅被害は全壊世帯116世帯、半壊世帯131世帯(他市町村の 被害状況は調査中。伊東市の被害数も今後の調査により変わる場合がある)

<参考>

1.支援金支給の仕組み(法第18条)

被災者生活再建支援金は、相互扶助の観点より都道府県からの拠出により造成された「被災者生活再建支援基金」から全額を支給するが、その1/2について国が補助することとされている。

2.対象となる自然災害(施行令第1条)

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第3号による。 (解説)

第3号 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害に該当する。

問い合わせ先

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(災害復旧・復興担当) 菊地、両角、浦川

TEL 5 2 5 3 - 2 1 1 1 (内線 5 1 6 0 2) 3 5 0 1 - 5 1 9 1 (直通)